これから公費解体の申請をお考えの方へ

6/22 6/29 14:00

受付 13:30~

## 石川県庁行政庁舎 11階 1105会議室

お問い合わせ





参加定員に達し次第、受付を終了する場合があります 輪島市内に所在する被災家屋等の公費解体説明会です

## 公費解体とは?

令和6年能登半島地震により被災した建物を申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去する制度です 対象となる建物

り災(被災)証明書で、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された建物が対象になります (個人住宅、倉庫、納屋、土蔵、神社、仏閣、事務所、店舗 など)

河井町の火災焼失区域について

残った建屋、瓦礫、鉄、コンクリート等の解体・撤去を公費解体で実施することができます

輪島市公費解体専用電話

768-23-11

土日祝除く 9:00~12:00 / 13:00~16:00

